

後見DE貢献

～IKUKOのつぶやき～



2020年6月1日

発行所
All For One オールフォーワングループ

司法書士・行政書士 国松偉公子事務所
オールフォーワン土地家屋調査士事務所
〒1850021
東京都国分寺市南町三丁目22番2号
ゼルコパビル4階
Tel.0423000255 fax0423000256
office@kunimatu.jp

STAY HOME による新型コロナウイルス感染者の大幅な減少もあって、緊急事態宣言が解除され始める中、感染防止対策と経済対策がまさに車の両輪のように動きつつあります。政府からは「新しい生活様式」も提示されアフターコロナならぬウィズコロナで当分は生活、仕事、遊び etc...それぞれが工夫しながら生きていくことになりました。後見人等に私が就かせて頂いている皆さんの中にも、もう何か月もお会いしていない方がいらっしゃると思いますが、先日ある施設から LINE のビデオ通話が可能になったとのお知らせを頂きました。施設の方の立ち合いが必要ではあるものの一歩前進です。

当事務所も電話等による面談を始めました。そうは言っても事務所での相談を希望される方のために、クリアパーティション、換気、マスクの着用、室内消毒等の感染予防対策を施してのご相談もお受けしています。この有事でもお客様の抱える問題を解決していきつつ、一日も早い新型コロナの終息を祈りたいです。

～後見がスタートするまで～

申立がされると家庭裁判所は…

- ① **調査** □ 家庭裁判所の「調査官」が申立人や本人に事情を尋ねたり、関係者に問い合わせをしたりします。
- ② **審問** □ 必要がある場合は裁判官が詳しく事情を尋ねます。
- ③ **鑑定** □ 本人の判断能力をより正確に把握する必要がある時は、精神鑑定を医師に依頼します。

家庭裁判所は後見等の開始の審判をすると同時に、最も適任と思われる方を成年後見人に選任します。

審判は、不服申立がなければ、成年後見人等が審判書を受領してから約2週間後に確定します。

? 成年後見人にはどのような方が選ばれるのですか?

本人が必要とする支援の内容などによっては、申立の際に挙げられた候補者以外の方（弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士等の専門職や法律又は福祉に関わる法人など）を選任して後見事務を行ってもらうことがあります。

また、本人に一定の財産がある場合には、本人の財産を適正に管理するため、専門職を成年後見人に選任したり、**後見制度支援信託**を活用したりする運用が一般的になっています。



★IKUKO★

YouTube

国松偉公子の
相続相談室



申立時の際にもたくさんの準備をしてきましたが、実は成年後見人選任後も様々な手続きが待っています。

まずは初回報告に向け、成年後見人であることを証明する「**登記事項証明書**」を**法務局**で取得！成年被後見人の方の口座の名義変更や年金その他役所など必要な手続き、財産の状況などを明らかにして財産目録を作成します。

～次回は…成年後見人（一部、保佐人・補助人にもあてはまります）の仕事について